

## 学校において出席停止となる感染症とその基準

	疾患名	出席停止期間（*1）
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白随炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MARS）、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで（*2）
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	発疹を伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎、結核	病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎（A型肝炎）、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎、ウイルス性胃腸炎）など（*3）	病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで

\*1 出席停止期間は目安であり、病状により学校医その他の医師において、感染の恐れがないと認めた場合は、この限りではありません。

\*2 「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」とは、発熱した日、または解熱した日を0日目とカウントし、その次の日を1日目とします。（下記参照）

【インフルエンザ出席停止期間早見表】

発症	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
Aさん	発熱 ×	解熱 (0日目)	解熱 (1日目)	解熱 (2日目)	解熱 (3日目)	解熱 (4日目)	登校可 ○	/
Bさん	発熱 ×	解熱 (0日目)	発熱 ×	解熱 (0日目)	解熱 (1日目)	解熱 (2日目)	登校可 ○	/
Cさん	発熱 ×	発熱 ×	発熱 ×	発熱 ×	解熱 (0日目)	解熱 (1日目)	解熱 (2日目)	登校可 ○

\*3 その他、上記以外でも学校において感染拡大の恐れが高いと診断され、医師から出席停止の指示があった場合は、その旨を学校へ報告し、医師の指示に従ってください。